

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

4月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。
掲示期間を6月末までとじていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※4月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いいたします。



掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6月22日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

<名前について>

人といろいろな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心をとりもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

<プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

<参考>

公募期間 令和6年3月19日～4月8日

応募数 6,076件

<公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社)2027年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031



3 「GREEN×EXPO 2027」 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

(1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

(2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

(3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

(4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

(5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。
申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページ
をご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞

(公社) 2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当

TEL 045-307-2070 E-mail mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp

応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を
応援しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています

老人クラブ「未設置地域」の解消について【協力依頼】

1 事業の趣旨

市内の老人クラブ数は、直近5年間で238クラブ減少して1,357クラブ（約15%減少）、また会員数は25,462人減少して82,511人（約24%減少）となっています。

こうした中、横浜市老人クラブ連合会（市老連）では、会員の加入促進・減少防止を図るため、18区の老人（シニア・シルバー）クラブ連合会（区老(シ)連）の代表等で構成する「活性化プロジェクト」を設置し、魅力ある活動の創出や広報の充実・強化などに取り組んでいます。

2024年度は重点事業の一つとして、老人クラブがない地域（未設置地域）の解消を図り、老人クラブに入りたくても入れない加入希望者の受け皿づくりを推進します。

つきましては、市老連や区老(シ)連、単位老人クラブ等から、未設置地域解消に向けた取組について、相談があった際には、ご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします

3 未設置地域解消に向けた取組（案）

- (1) 既設単位老人クラブの会員受入エリアの拡張
- (2) 自治会・町内会をまたいだ広域老人クラブの設置
- (3) その他、未設置地域を解消できる独自の取組（新規単位老人クラブの設置等）

※区や地域ごとに、自治会・町内会における老人クラブの設置・活動状況は異なると思いますので、地域の实情に応じたできる範囲でのご協力をよろしくお願いいたします。

4 スケジュール

7月 各区町内会連合会で協力依頼

8月～ 市老連、区老(シ)連等において、未設置地域解消の候補エリアを複数（各区3～4か所程度）選定し、対象となる区連、地区連または単位自治会・町内会に相談、協力依頼

①公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
担当 春原(スノハラ)、名倉
電話 045-433-1256/FAX 045-433-1257
メール yrouren@maple.ocn.ne.jp

②健康福祉局高齢健康福祉課
担当 榊原、長嶋
電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613
メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

中共募発第 14 号
令和 6年 7月 19日

地区連合町内会 会長様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

「共同募金中区だより」の全戸配布について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

例年、共同募金の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年度も昨年と同様、次の要領で「共同募金中区だより」を配布させていただきたいと存じます。

つきましては、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

<共同募金中区だより 配布要領> ※添付の資料は令和5年度のものであります。

- ・配布時期 令和6年8月下旬(「広報よこはま」9月号と同時期)
- ・体裁 A4版(両面)1枚
- ・送付方法 広報紙ルート(業者から広報責任者へ直送)

なお、1枚につき2円の配布手数料につきましては、後日、連合町内会ごとに送金しますので、ご承知おきください。また、ご不明な点がございましたら下記事務局までお問い合わせください。

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当:藤井 中橋
TEL 681-6664 FAX 641-6078



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー「コウタロウ」

地域版

中区だより

共同募金会中区支会
〒231-0023
中区山下町2番地
産業貿易センタービル4階
中区社会福祉協議会内
TEL 681-6664
FAX 641-6078

共同募金 2023

昨年皆さまからお寄せいただいた寄付金と、そのつかいみちをお知らせします。

昨年度の共同募金寄付金総額

9,449,035円 でした。



赤い羽根募金 7,680,421円 年末たすけあい募金 1,768,614円
皆さまの温かいご支援に心より感謝いたします。



寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。

赤い羽根募金のつかいみち

県共同募金会の配分計画に基づき、区内を中心に県域で活用されています。

配分総額 9,302,082円

※あわせて、県内で集められた募金からも配分いただきました。

- 区内の社会福祉施設・団体 6,190,000円
 - ・就労継続支援B型事業所の施設整備
 - ・生活介護事業所の事業用活動車両更新
 - ・障害者グループホームの施設整備
 - ・家事・介護サービス活動団体の活動費
- 中区社会福祉協議会 3,112,082円

年末たすけあい募金のつかいみち

地域で年末年始に行われる活動など、すべて中区の福祉保健活動に活用されています。

配分総額 1,768,614円

- なかくふれあい助成金 782,000円
 - ・高齢者の健康増進活動
 - ・視覚障害者支援
 - ・知的障害者の余暇活動・スポーツ支援 など
- 地区社会福祉協議会への助成 986,614円

社会福祉協議会では、共同募金の配分金を次のような事業に活用しています。

中区社会福祉協議会 (中区社協)

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくり出す」を活動理念に組織された民間の団体です。

- 13地区社協への活動助成
- 中区社会福祉大会の開催
- 障害児者支援活動
- 広報紙「ふくしなか」の発行
- 災害見舞金 など

地区社会福祉協議会 (地区社協)

連合町内会単位に組織され、身近なところで地域福祉活動をしている団体です。中区には13の地区社協があります。

- 高齢者の食事会・配食会
- 子育てサロン・高齢者サロン
- 地域の見守り・支え合い活動
- 広報・啓発 (イベントカレンダー)
- 研修会・勉強会 など



10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

(募金運動期間：10月1日～3月31日)

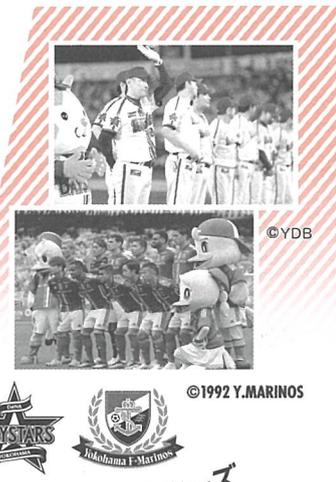


令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いま多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています!

Q 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



Q 共同募金って何に使われるの？

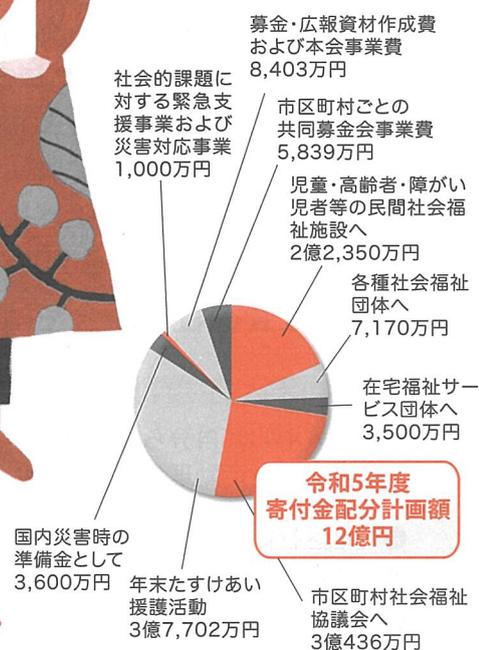
募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。

Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の用途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



令和6年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和6年度の取組

次のとおり、個別避難計画の作成を進めます。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。
各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市= 市

福祉専門職= 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	市	ハザード、身体、世帯状況等から対象者を抽出
2 対象者への同意確認	市	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画の作成」「個人情報の取扱い」等について同意を取る
3 福祉専門職による計画の作成	市 専	計画作成(早期着手)の優先度を決定 優先度の高い対象者から、福祉専門職により計画を作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	市	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼



【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyongo@city.yokohama.jp

お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様をお願いしています。

この度、地域の皆様トイレパックをお試しいただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

(2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり600セットもしくは1,200セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

(4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp

お申込み
8/1~8/23

受取期間
第1回
9/9~9/28
第2回
11/18~12/7

お試用

トイレパック 体験しませんか!

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間が経過しているもの)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間が経過したものを)、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

● 配布物

品質保証期間の経過したトイレパック

- ※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
- ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
- ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

備蓄用としてではなく、あくまでお試用として配布させていただくものであることをご了解の上お申し込みください。

お渡しイメージ➡

凝固剤 600個	箱	汚物処理袋 600枚
-------------	---	---------------

● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

- ※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。
- ※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

- 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
- 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください →
下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申し込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申し込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名		代表者氏名	
団体住所		連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)		
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600・1,200 (単位:セット)	用途 ※ <input checked="" type="checkbox"/> がない場合は お譲りできません	<input type="checkbox"/> 団体の構成員・家族に配布します <input type="checkbox"/> 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」WEB版のリリースについて（ご案内）

1 趣旨

横浜市では「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨコハマ」の実現に向け、子育て中の皆さまが、スマートフォン一つで子育てに関する様々な手続きや情報収集が可能になる、子育て応援アプリ「パマトコ」（WEB版）を7月1日にリリースしました。

現在申請できる手続きは妊娠～出産前後の申請が多いため、区役所での母子健康手帳交付時や出生届提出時等に利用促進を行っています。

取組内容についてご承知おきください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

3 「パマトコ」の概要について

(1) 公開日

令和6年7月1日

(2) 利用対象者

横浜市で子育て中の方、子育て予定の方

(3) 機能概要

ア オンライン申請

現時点では、児童手当など妊娠から出産前後の9手続きのオンライン申請が可能です。オンライン申請可能な申請は今後順次拡充し、将来的には子育て関連のほぼ全ての手続きをオンライン化する予定です。

イ イベント・お役立ち情報の発信

お住いのエリアやお子さまの年齢等に応じた、おすすめ情報を表示します。区役所が持つイベント情報のほか、横浜観光情報サイトなどに掲載されている、市全体を対象としたイベント情報も発信しています。

ウ 子育てに役立つ施設情報の検索

授乳室やトイレ、おむつ交換台、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載しています。自宅や現在地周辺の施設をさまざまな条件から検索できます。

工 電子母子健康手帳

おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を記録し、パートナーと共有することもできます。また、複雑な予防接種のスケジュール管理も行えます。

(4) 意見募集について

より使いやすく、市民の皆さまにご満足いただけるサイト・アプリとするため、市民の皆さまのご意見・ご要望を「パマトコ」内で募集しています。

(第1次意見募集期間：7月1日(月)～9月30日(月)まで)

(5) 今後の展開について

皆さまからいただいたご意見を反映したアプリ版を今秋リリース予定です。

アプリ版リリース後も、オンライン申請可能な手続や機能を随時拡充するとともに、次年度以降、対象となるお子さまの年齢を学齢期(小～中学校)まで拡大していきます。

【参考】画面イメージ



担当 こども青少年局企画調整課
永松、三橋、佐々木
電話：671-4281
e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp

「パマトコ」今後の予定

今回のWeb版では、妊娠～出産前後までに関する手続きのみとなりますが、今後対応できる手続きや機能も拡充していきます。ご利用いただいた皆様の声を反映しながら、パマトコのできることをどんどん増やして、安心して子どもを産み育てられる環境を実現していきます。

令和6年

Web版リリース

妊娠期～1歳児世帯の手続きが
オンラインでできます！

- ・ 児童手当、児童扶養手当申請
- ・ 小児医療証交付、小児医療費支給申請
- ・ 出生連絡票兼低体重児出生届申請
- ・ 横浜市産後母子ケア事業利用申請
- ・ 小児医療費異動届申請

夏

秋

アプリ版リリース

さらに未就学児(0歳から6歳児)に
関する手続きができるようになります！

- ・ 出産費用助成金申請
- ・ 妊婦健康診査費用助成金申請
- ・ 出産子育て応援金申請
- ・ 保育所入所申請

Web版、アプリ版どちらでもご利用できます！

令和7年以降は、学齢期(小～中学生)に関する手続きや、家庭と学校の連絡システムとの連携、放課後キッズクラブ等のシステムとの連携も予定しています。

ご利用方法

スマートフォンで右記のQRコードを読み取るか、検索サイトから「パマトコ」をご入力の上、ご利用ください。



パマトコ

多くのご意見・ご要望お待ちしております！

「パマトコ」Web版をご利用いただいた皆様のご意見、ご要望を是非お聞かせください。今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、使いやすさや機能性、デザインなど、皆様の声をかたちにします。ご協力を心よりお願い申し上げます。

※アンケートは、アカウント登録後に実施できます。

担当窓口

横浜市子ども青少年局 企画調整課
電話：045-671-4281
メールアドレス：kd-kikaku@city.yokohama.jp

※掲載している画面は、実際の画面と異なる可能性がありますので、ご了承ください。



横浜市子育て応援サイト・アプリ

パマトコ

YOKOHAMA

横浜の子育てに必要なことがひとつに！

Web版はじまります！

ご意見、ご要望募集！

今秋リリースするアプリ版や今後の改修で、
皆様の声をかたちにします。



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
横浜市

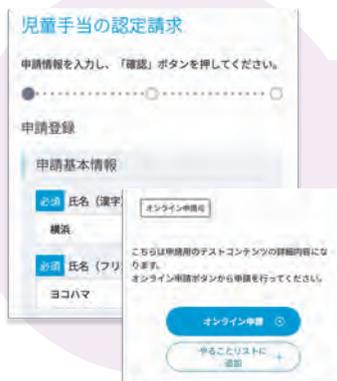
横浜市子育て応援サイト・アプリ



こどもが育つたび、ここに住んでよかった。と、思えるまち。“できる”が“ふえる”横浜市。パパ、ママ、と、こどもたち。ヨコハマで、トコトコと。

「パマトコ」でできること

子育ては、多くの喜びがある一方で、手続きや届出などやらなくてはいけないことも多く、また外出先での急な対応やさまざまな悩みもあります。「パマトコ」では、そんな子育て中のパパとママをサポートする機能をご用意しました。



オンラインで申請がいつでも簡単に！

平日の日中以外でも申請できます

「パマトコ」について

横浜市は、子育てに必要なことをひとつに集約した「パマトコ」をつくりました。スマートフォンを通じて、子育てに関する手続きの申請・情報取得・サービスなどがご利用できます。これまでの負担を軽減することで、皆様がゆとりをもち、安心して横浜市で子どもを産み育てられる環境を実現します。

あなただけの子育てツールに

アカウント登録すると、各種マイページ機能、オンライン手続きや予約などをご利用いただけます。さらに、子育てサポート、お役立ち情報などがチェックできるほか、本人情報や家族情報、興味・関心事をご登録いただくと、子どもの年齢等に応じた検診や予防接種、居住区や近隣のイベント情報などが届きます。

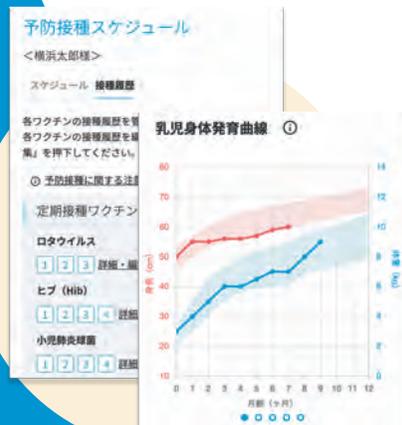
お子さんの年齢にあわせた情報が届く！

必要な手続きや子育て関連のイベント情報が届きます



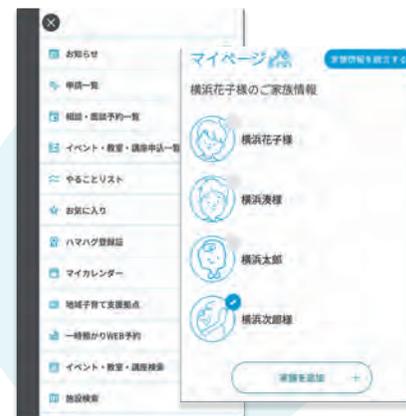
「パマトコ」に込めた思い

「ヨコハマ」の“ハマ”を「パパ」と「ママ」にかけ、パパ、ママ、と、コ（子ども）を表しました。親も子どももトコトコとスムーズに子育てできるまち、横浜という思い。そして、子育てを通じてパパ、ママ、子どものできるこゝが増えるように「パマトコ」も皆様と一緒に成長したいと願っています。



電子母子健康手帳で育児情報を管理！

予防接種の管理やお子さんの成長を記録できます



アカウント登録でさらに便利に！

子育てに必要な情報がメニューに集約されます

横浜市ならではの豊富なイベントを簡単検索！

お子さんが楽しく遊べるイベントが見つかります



困ったときの頼りになる子育て施設検索！

保育園・幼稚園や公園のほか、授乳室や子ども用トイレ等が現在地から見つかります



自治会町内会長 各位

「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

別紙参照（令和6年7月10日 記者発表資料）

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ **検索**

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

「こども・安全安心マップ」をリリースします！

～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校 505 校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

New! 防犯情報

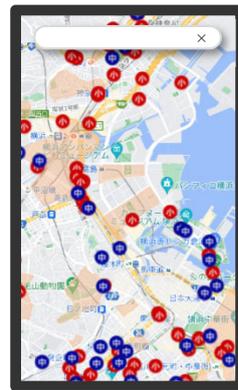


(イメージ図)

引用:Google マップ

=

こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

▼二次元コードはこちら



公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

お問い合わせ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

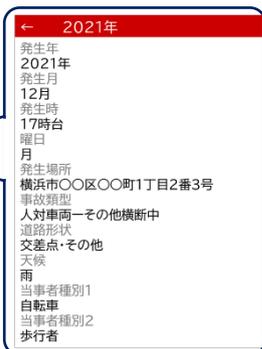
全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、
事故の概要が確認できます



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html

横浜市 交通安全

検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 申請期限の延長について

【変更前】 9月30日（月）まで → **【変更後】 10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいておりますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円



←市WEB
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

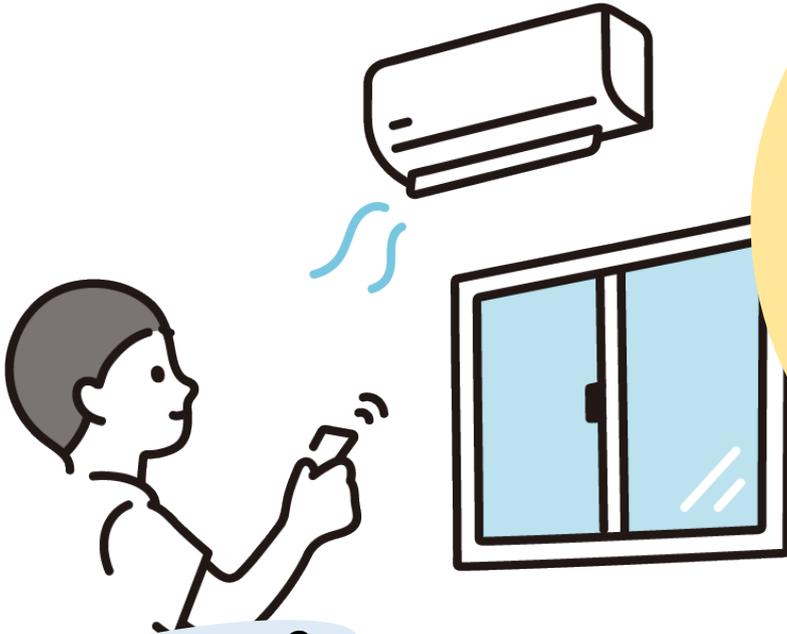
申請期限延長します！

~~9/30~~



10/31(木)

※整備完了報告期限は 12月末まで
※2回目の申請も可能です！

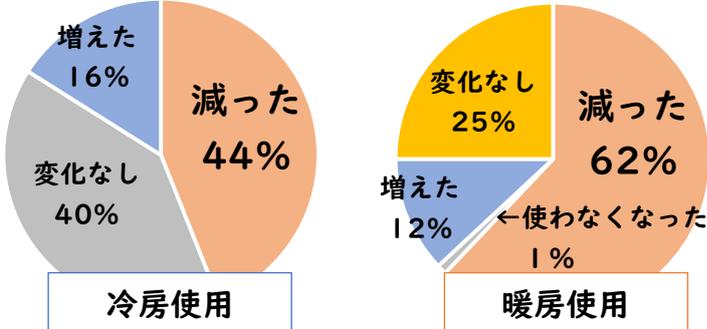


意外と知らない？

断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？

その1 ~暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！~

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※



※令和2~3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

断熱窓の導入を決めた自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、遮音性や冷暖房の効率があがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が気になっていました。空調の効きも悪くて…



古い会館なので、窓の耐用年数も考慮して改修を決めました。

その2 ~様々な面で、会館利用がもっと快適に！~

- 遮音性能の向上 **防音**
- 結露の抑制 **カビ対策**
- アレルギーリスク低減 **花粉症対策**
- 遮光性能の向上 **眩しさ軽減**

~着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう~

問合せ・申請窓口 (事務委託先)
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

詳細は
 「募集案内」を
 ご覧ください→



令和6年7月19日

中区連合町内会・自治会町内会長 各位

防衛省自衛隊神奈川地方協力本部
横浜中央募集案内所長 狩野 圭

「防衛省自衛官等募集」のポスター掲示について（依頼）

平素は、防衛省・自衛隊の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月1日から陸海空自衛官等採用試験の受付が始まります。

つきましては、今回の採用試験を多くの皆様に周知するため、下記の期間においてポスターの掲示にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 期 間 ポスターのお届け日から令和6年9月30日（月）
- 2 掲出物 別添のポスターのとおり（A4版）
- 3 掲出数 掲示板数

以上

お問い合わせ先

防衛省自衛隊神奈川地方協力本部
横浜中央募集案内所 担当：谷口

TEL 045-662-9427

FAX 045-662-9428

陸・海・空自衛官募集



自衛官候補生・一般曹候補生の
応募対象は**18歳～33歳未満**

資料請求は、下記の電話またはQRコードをご利用ください

自衛隊神奈川地方協力本部**横浜中央募集案内所**

横浜市中区山下町253-2

TEL 045-662-9427



令和6年7月19日

自治会町内会長 各位

株式会社アメニティシステム
代表取締役 和田 学

令和6年度 横浜市本牧市民プール オープン案内チラシの掲出について
(依頼)

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、横浜市本牧市民プールの運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も7月13日より横浜市本牧市民プールがオープンしました。地域の皆様にも一人でも多くプールを利用して頂きたく、自治会掲示板への掲出等のご協力をお願いいたします。

【送付物】

横浜市本牧市民プール オープン・案内チラシ

【提出期間】

案内チラシ到着から令和6年9月1日まで

担当 株式会社 アメニティシステム
鈴木 TEL：045-306-9275

横浜市本牧市民プール

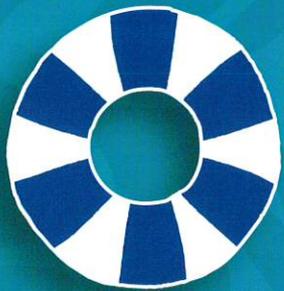
2024年7月13日(土)～9月1日(日)

7.13 SAT

 Dayプール / 9:00～17:30

 Nightプール / 18:00～21:00

※退水各30分前



OPEN!

ヨコハマの夏が始まるよ

営業カレンダー

7月 July

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
30	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

8月 August

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 September

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	1	2	3	4	5

 Dayプール

 Nightプール

チケット料金

Dayプール 大人：1400円 中学生：700円 4才～小学生：400円 ※3才以下無料

Nightプール 大人：1000円 中学生：500円 小学生：300円 ※未就学児入場不可

流れるプール



スライダー



マウンテンライダー

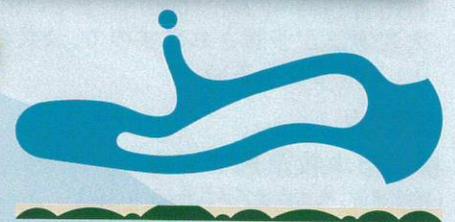
1000円/1日



アトラクションプール



ナイトプール



HONMOKU POOL
YOKOHAMA

ご案内

●営業日時

2024年7月13日(土)～9月1日(日)
Dayプール(全日) 9時～17時30分
Nightプール(毎週土日祝日及び7月16日～8月16日)18時～21時
※退水各30分前

●チケット料金

Dayプール	Nightプール
大人:1400円	大人:1000円
中学生:700円	中学生:500円
4才～小学生:400円	小学生:300円
※3才以下無料	※未就学児入場不可

●前売り券

全国のセブンイレブン・ファミリーマートのマルチコピー機にて販売(7月7日～8月31日迄)

●お得な夏得バスチケット(数量限定)

Dayプール入場券+市営バス乗車券2枚がセットになったお得なチケット

〈料金〉大人:1600円 中学生:1000円 小児:550円
〈販売場所〉

横浜市営地下鉄4駅の事務室
(横浜駅、高島町駅、桜木町駅、関内駅)
横浜駅東口定期券発売所



●市営地下鉄・バス共通1日乗車券の提示でDayプール割引あり

●マウンテンライダー 1000円/1日

※身長制限120cm以上
※強風等天候により中止の場合有り

●エグゼクティブレスト(有料席)

Dayプール	Nightプール
3000円/1回	2000円/1回



●レストラン HANBA kitchen

開放的なテラス席でお食事はいかがでしょうか。カレー・ラーメン・タコライス・フライドポテト等豊富なメニューで横浜の夏を楽しみましょう!



●売店 岩波笑店

スナック・ドリンク・水着・浮き輪・ゴーグル他プール用品各種取り揃えてます



●バーベキュー BBQPIT

プールサイドエリアで本格的なBBQをお楽しみいただけます
食材もセットなので手ぶらでBBQを!
ご予約:050-3145-9232
(BBQPIT 横浜&CAMP)



●キッチンカー

日替わりキッチンカーも
お楽しみに



〈9月以降の営業〉

●プール施設貸し切り利用受付(24年9月～25年5月)

その他、月替わりのイベント情報は随時HPをチェック!
お問合せ:045-306-9275 (株式会社アメニティシステム)

●サップ・キャンプ教室・アウトドアギア展示等

土日限定開催(24年9月～25年5月)
お問合せ:050-3145-9232
(BBQPIT 横浜&CAMP)



アクセス

〈電車、バスをご利用の方〉

- 横浜駅から市営バス8・105系統「本牧市民公園前」下車すぐ
- JR根岸駅から市営バス54・91・97系統「本牧市民公園前」下車すぐ
※桜木町(8・105・106系統)関内駅(105・106系統)でもお越し頂けます

〈お車をご利用の方〉

首都高速湾岸線『本牧ふ頭』または『三溪園』より国道357号線へ

〈駐車場〉

165台(7時～22時:1000円/1日その他の時間帯200円/1時間)
大変混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用の上、ご来場ください

お問合せ

横浜市本牧市民プール

(施設運営:株式会社アメニティシステム)

〒231-0822

横浜市中区本牧元町46-1 TEL|045-306-9275

http://honmoku-bp.com



中共募発第 18 号
令和 6 年 7 月 19 日

地区連合町内会 会長様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和 6 年度共同募金運動資材発送にかかる各自治会町内会への
アンケートについて（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、共同募金運動の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、例年、共同募金運動のご協力に際し、資材を発送させていただいておりますが、このたび資材送付にかかるアンケートを行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

各自治会町内会長様へのご依頼につきましては、7月下旬にご郵送にてご依頼いたします。依頼内容等詳細につきましては、別紙の「令和 6 年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・令和 6 年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）
- ・共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】共同募金運動資材一覧

【神奈川県共同募金会中区支会 事務局】

中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階

中区社会福祉協議会内 担当：藤井 中橋

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

中共募発第 18 号
令和 6 年 7 月 19 日

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和 6 年度共同募金運動資材発送にかかるアンケートについて（回答依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、共同募金運動の実施に際しましては、一方ならぬご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、例年、共同募金運動のご協力に際し、資材を発送させていただいております。

つきましては、資材送付にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて **8月23日（金）まで**にご返送いただきますようお願いいたします。

今後とも、共同募金運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下の資材につきましては、アンケート回答の有無に関わらず、各自治会町内会様に送付させていただきます。

【送付資料・資材】

- ・ 令和 6 年度共同募金実施要領 ・ ・ ・ 1 部
- ・ リーフレット ・ ・ ・ 1 部
- ・ ポスター ・ ・ ・ 1 部
- ・ 払込取扱票 ・ ・ ・ 1 部

【添付資料】

- ・ 共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・ 【参考】共同募金運動資材一覧
- ・ 返信用封筒

【神奈川県共同募金会中区支会 事務局】

中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階

中区社会福祉協議会内 担当：藤井 中橋

T E L : 045-681-6664 / F A X : 045-641-6078

共同募金運動資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

自治会町内会名	
---------	--

回答者名: _____ 電話番号: _____

1 資材送付先確認

(□にレ点を入れてください。その他の場合は送付先住所等をご記入ください。)

自治会町内会会長宛

その他

【その他の送付先】

送付先住所: _____

氏名: _____ 電話番号: _____

2 資材発送部数

(□にレ点を入れてください。ご希望数がある場合は、()に必要数をご記入ください。)

資材名	昨年度数	送付希望数		
①募金用封筒		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 枚希望	<input type="checkbox"/> 不要
② 赤い羽根 (シール式)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 本希望	<input type="checkbox"/> 不要
③赤い羽根 (ピン式)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 本希望	<input type="checkbox"/> 不要
④ 寄付済証 (領収書)		<input type="checkbox"/> 昨年度同様	<input type="checkbox"/> () 枚希望	<input type="checkbox"/> 不要

※8月23日(金)までにご記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。

ご回答がない場合は、昨年度と同様の内容で資材をお送りいたします。

今回記入いただいた個人情報は、共同募金運動資材送付以外の目的では使用いたしません。
ご協力ありがとうございました。

【参考】共同募金運動資材一覧

①募金用封筒

戸別募金に際して使用します。
(長4サイズ)



②赤い羽根(シール式・ピン式)

共同募金のシンボル。
シール式とピン式の2種類ございます。



③寄付済証(領収書)

戸別募金の寄付者用領収書です。



中社協発第121号
令和6年7月19日

地区連合町内会 会長様

社会福祉法人
横浜市中区社会福祉協議会
会長 松澤 秀夫

令和6年度 中区社会福祉協議会会費納入について（依頼）

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。
本会が円滑に事業を実施することができておりますのは、皆さまのご理解とご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、今年度も中区社会福祉協議会の会費の納入について、各自治会・町内会様にご協力をお願い申し上げます。

各自治会・町内会長様へのご依頼につきましては、7月下旬頃ご郵送にてご依頼いたします。依頼内容等詳細につきましては、別紙の「各自治会・町内会長様宛て依頼文」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

- 1 ご依頼金額 ①均等会費 ¥2,000-（各自治会・町内会一律同額）
 ②世帯会費 @30円×各自治会・町内会世帯数
 ※上記①と②の合計額がご依頼金額となります。

- 2 納入方法 いずれかの方法で納入下さい。
 ① ゆうちょ銀行より「払込取扱票」にて振り込み
 ② 他金融機関より本会の口座に振り込み
 ③ 本会窓口にて現金で納入

- 3 納入期限 令和6年9月13日（金）

<事務局>

中区社会福祉協議会 担当：原
電話 681-6664 FAX 641-6078

各自治会・町内会
会長様

社会福祉法人
横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和6年度 中区社会福祉協議会会費納入について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中区社会福祉協議会の会費について、各自治会・町内会様に下記のとおりご納入お願いいたしたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ご納入は令和6年9月13日（金）迄に、お手数でございますが下記の方法により納入下さい。

各自治会・町内会様より納入いただきました会費の30%を皆様の地元の地区社会福祉協議会へ還元(交付)し、活動資金として活用いただいております。

なお、本会の事業につきましては、事業報告・事業計画を同封致しますので、ご一読いただければ、幸いです。

何卒ご理解をいただき、ぜひご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

1 ご依頼金額 《合計》 ●●● 円

内訳 ①均等会費 ￥2,000-（区内各自治会・町内会一律同額）

②世帯会費 ￥《世帯割り》 -

（@30円×世帯数（《世帯数》））

※世帯数は中区役所にご報告いただいた世帯数をもとに算出させていただきます（7月1日現在）。

2 納入方法

(1) ゆうちょ銀行より：同封の「払込取扱票」にご記載の上、郵便局でお振込みください。※裏面の郵便振替ご利用の際の注意事項を参照ください

(2) 他金融機関より：本会の「ゆうちょ銀行」口座にお振込みください。

口座：〇二九(ゼロニキュウ)店 当座 24804

名義：ㇿヨコハマシカクシヤカイフクシヨウカイ

（福）横浜市中区社会福祉協議会

※お振込時の手数料についてはご負担お願いいたします

(3) 区社協窓口にて現金で納入ください。

【事務局】中区社会福祉協議会
担当 原
TEL 681-6664

郵便振替ご利用の際の注意事項について

郵便局でお振込みをする際は、通信欄に自治会・町内会名をご記入になり、ご依頼人の欄には、窓口に振込みに行った方の住所・氏名をご記入ください。

また、お振込み額が 10 万円を超える際は、窓口にて「窓口に行かれた方の身分証明書（免許証、保険証等）」「自治会・町内会の会則」の提示を求められる場合がございますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

中区社会福祉協議会 担当：原
TEL (681) 6664

「通信欄」に自治会・町内会名を記入

The image shows two examples of Japanese postal remittance forms. The left form is a 'Communication Form' (通信欄) and the right form is a 'Requester Form' (ご依頼人欄). Both forms have arrows pointing to specific fields.

Left Form (Communication Form):

- 口座記号 (Account Number): 002008
- 口座番号 (右詰めで記入) (Account Number, right-aligned): 24804
- 金額 (Amount): 金 十 万 千 百 十 円 (Ten thousand yen)
- 加入者名 (Addressee Name): 社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会 (Social Welfare Corporation Yokohama City Ward Social Welfare Council)
- 備考 (Remarks): (区社協会費 第 4 種) (District Association Fee, Type 4)
- ご依頼人 (Requester): (ご連絡先電話番号) (Contact phone number)
- 日附印 (Date Stamp): 様 (Sample)

Right Form (Requester Form):

- 口座記号番号 (Account Number): 002008
- 加入者名 (Addressee Name): 社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会 (Social Welfare Corporation Yokohama City Ward Social Welfare Council)
- 金額 (Amount): 金 十 万 千 百 十 円 (Ten thousand yen)
- ご依頼人 (Requester): (ご依頼人住所) (Requester address)
- 日附印 (Date Stamp): 様 (Sample)

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。
これより下部には何も記入しないでください。

「ご依頼人」振込みに行く方の住所・氏名を記入

崖地の現地調査について（情報提供）

※昨年度も同じ内容を情報提供させていただきましたが、調査箇所の追加があるため今年度も実施します。

本市では、神奈川県が平成 25 年度までに指定した土砂災害警戒区域^{※1}（イエローゾーン）に基づき、崖地の現地調査を行い、即時避難指示対象区域（土砂災害警戒情報^{※2}の発表時に「避難指示」を発令する区域）を設定しました。

その後、神奈川県が令和 3 年度までに土砂災害警戒区域等（イエローゾーン及びレッドゾーン）の区域変更を行ったため、本市で改めて崖地の現地調査を実施し、即時避難指示対象区域に該当するかどうかの確認を行います。

今回の調査にあたり、崖地近隣にお住まいの皆様のお庭等に立ち入りさせていただく場合があります。

その際は、必ず調査前にお宅に調査員が伺い、調査のご説明と承諾をとって進めますので、ご承知おきください。

<注釈>

※1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

傾斜度 30 度以上かつ高さ 5 m 以上の崖地があり、崖崩れが発生するおそれのある区域を神奈川県が指定。

※2 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報

1 令和 6 年度 調査場所

主に鶴見区・旭区・緑区・泉区（合計 約 260 箇所）

※中区では約 10 箇所の調査を実施します（別添資料参照）。

なお、昨年度、中区では約 200 箇所の調査を実施しました。

2 調査期間及び時間

調査期間：令和 6 年 8 月中旬から令和 7 年 1 月末（予定）

調査時間：平日 9 時から 17 時のうち、数時間を予定しています。（1 箇所あたり）

3 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定を行います。また状況に応じて崖地や崖地に近接する建築物について、写真撮影を行います。



4 調査者

調査は、横浜市の委託業者が行います。その際は、横浜市の委託業者である旨を記載した腕章を着用し、身分証明書を携帯しております。



腕章の例

5 地元への周知について

調査対象箇所にお住まいの方には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし、調査実施の周知を行います。

<調査計画（参考）>

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	合計
箇所	377箇所	391箇所	392箇所	260箇所	600箇所	2,020箇所
区	南・保土ヶ谷 磯子	港南・金沢 港北・栄	西・中 戸塚・瀬谷	鶴見・旭 緑・泉	神奈川 青葉・都筑	18区

<土砂災害警戒区域等の位置の確認について（参考）>

○神奈川県土砂災害情報ポータル（神奈川県ホームページ）

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

◆お問合せ先

横浜市 建築局 建築防災課 かけ防災担当

担 当 高橋（正）、高橋（章）、安藤

連 絡 先 045-671-2948

<平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く）>

調査箇所一覧

箇所No.	所在地
1	山手町
2	元町1丁目
	山手町
3	元町4丁目
4	元町5丁目
	山手町
5	山手町
6	本牧町1丁目
7	本牧緑ヶ丘
8	池袋
9	和田山
10	山元町4丁目
11	西竹之丸

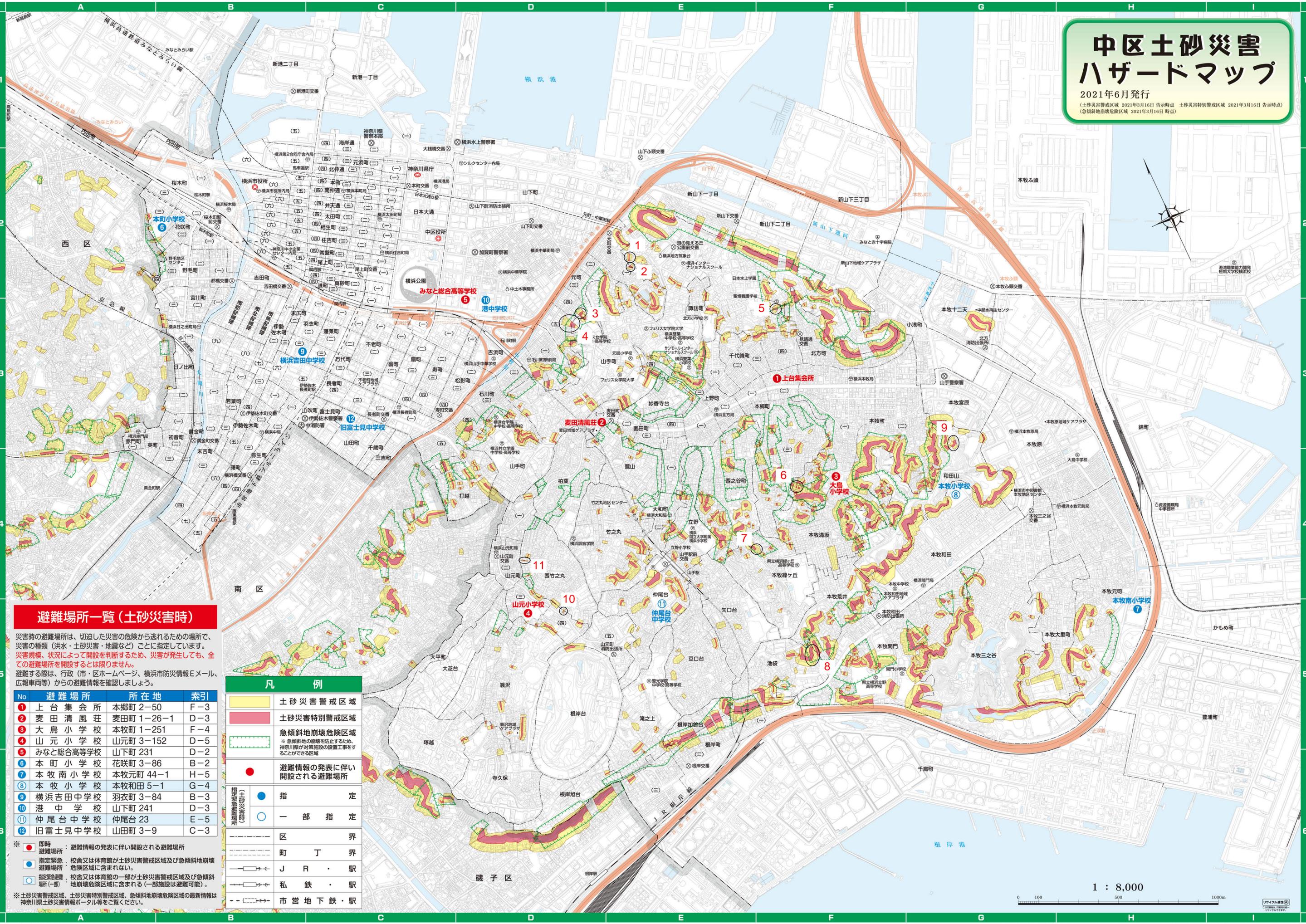
町名ごとの調査箇所数

所在地	調査箇所数
山手町	4
元町1丁目	1
元町4丁目	1
元町5丁目	1
本牧町1丁目	1
本牧緑ヶ丘	1
池袋	1
和田山	1
山元町4丁目	1
西竹之丸	1

※調査箇所は変更となる場合がございます。

中区土砂災害ハザードマップ

2021年6月発行
(土砂災害警戒区域 2021年3月16日 告示時点 土砂災害特別警戒区域 2021年3月16日 告示時点)
 (急傾斜地崩壊危険区域 2021年3月16日 時点)



避難場所一覧(土砂災害時)

災害時の避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所で、災害の種類(洪水・土砂災害・地震など)ごとに指定しています。
 災害規模、状況によって開設を判断するため、災害が発生しても、全ての避難場所を開設するとは限りません。
 避難する際は、行政(市・区ホームページ、横浜市防災情報Eメール、広報車両等)からの避難情報を確認しましょう。

No	避難場所	所在地	索引
1	上台集会所	本郷町 2-50	F-3
2	麦田清風荘	麦田町 1-26-1	D-3
3	大鳥小学校	本牧町 1-251	F-4
4	山元小学校	山元町 3-152	D-5
5	みなと総合高等学校	山下町 231	D-2
6	本町小学校	花咲町 3-86	B-2
7	本牧南小学校	本牧元町 44-1	H-5
8	本牧小学校	本牧和田 5-1	G-4
9	横浜吉田中学校	羽衣町 3-84	B-3
10	港中学校	山下町 241	D-3
11	仲尾台中学校	仲尾台 23	E-5
12	旧富士見中学校	山田町 3-9	C-3

※ 即時避難場所：避難情報の発表に伴い開設される避難場所
 指定緊急避難場所：校舎又は体育館が土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に含まれない。
 指定緊急避難場所(一部)：校舎又は体育館の一部が土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に含まれる(一部施設は避難可能)。
 ※ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の最新情報は神奈川県土砂災害情報ポータル等をご覧ください。

凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地崩壊危険区域 ※ 急傾斜地の崩壊を防止するため、神奈川県が対策施設の設置工事を行うことができる区域
	避難情報の発表に伴い開設される避難場所
	指 定
	一 部 指 定
	区 界
	町 丁 界
	J R 駅
	私 鉄 駅
	市 営 地下 鉄 駅

横浜市におけるシェアサイクル事業について

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内550箇所（中区内68箇所）のサイクルポートで約36,000人の皆様にご利用いただいております（令和6年4月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。



<シェアサイクルとは>

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



(参考) シェアサイクルポート標準寸法



自治会町内会館への設置例



集合住宅への設置例



駐輪スペースへの設置例（伊勢佐木長者町駅）

担当（問合せ）：道路局道路政策推進課
伊藤、寺本

TEL 045-671-3644

Mail: do-sharecycle@city.yokohama.lg.jp

横浜市シェアサイクル事業 (横浜都心部+広域部社会実験)

いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでもOK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。



登録だって、スイスイいける！

登録はこちらから！ お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

横浜都心部・中部区域

docomo bike share

App Store からダウンロード
Google Play



北部・南部区域

HELLO CYCLING

App Store からダウンロード
Google Play

借り方・返し方 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

STEP 1 アプリをダウンロード
お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。

STEP 2 解錠・ご利用
ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能

STEP 3 施錠・ご返却
各サービスごとのすきなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。

利用料金 クレジットカード等でのお支払いとなります

横浜都心部・中部区域 **baybike**

1回利用	月額会員	一日パス
乗30分:165円/回 乗165円/30分	3,300円/月	1,650円/1日分

北部・南部区域 **HELLO CYCLING**

1回利用
利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間

協働事業者 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

横浜都心部・中部区域

docomo bike share
(株)ドコモ・バイクシェア



北部・南部区域



OpenStreet(株)



[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス

横浜市では、様々な方が多様に利用することができる
シェアサイクル事業を始めました。

シェアサイクル事業の目的

- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
- 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
- マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
- 交通ルール等の更なる周知啓発
- 公民連携による事業採算性の向上

役割分担



ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。
ポート設置にご関心をお持ちの方は、道路政策推進課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先
横浜市道路局道路政策推進部道路政策推進課
TEL: 045-671-3644 FAX: 045-550-4892

令和6年7月19日

自治会町内会長 各位

中区高齢・障害支援課長 岩崎 雄介

「60代からはじめよう！夏の健康チェック祭り」のチラシ掲出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、中区では、地域の皆様に体力測定やフレイルチェックでご自分の体を知り、健康維持に役立てていただくことを目的としたイベントを開催することになりました。

つきましては、「60代からはじめよう！夏の健康チェック祭り」のチラシについて、可能な範囲で掲示板への掲出にご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 掲出チラシ
「60代からはじめよう！夏の健康チェック祭り」チラシ
- 2 事業概要
実施日時：8月30日（金）10時～15時
会場：イオン本牧店3階催事場（中区本牧原7-1）
対象者：どなたでも参加可能
参加費：無料
- 3 掲出期間
チラシ到着から8月30日までの可能な期間
- 4 送付書類
チラシ（A4）

担当 中区役所高齢・障害支援課 前原・森田

電話 045-224-8167

FAX 045-224-8159

フレールフレール
フレイル予防!



60代から始めよう!

夏の健康チェック祭り

日時: 8月30日(金) 10時~15時

会場: イオン本牧店

3階催事場

中区本牧原7-1

横浜市営バス「和田山口」バス停下車すぐ

参加無料
素敵なプレゼントが
あります(先着順)



自分の体をチェックしてみよう!

元気になるための秘訣をプロがアドバイスします

体力測定

歩行速度

握力

姿勢測定、他

(公財)横浜市スポーツ協会
・中区役所

栄養

栄養バランスの
上手な取り方

大塚製薬(株)、中区ヘルスメイト

たばく質量チェック

イオンリテール(株)
協力: キューピー(株)

お口の健康

お口の瞬発力は?

区役所 歯科衛生士

噛む力チェック

イオンリテール(株)
協力: サンスター(株)
(株)ロッテ

中区役所 × イオンリテール株式会社 × 大塚製薬株式会社 × 公益財団法人 横浜市スポーツ協会



ハマの風、中区から

AEON

Otsuka

公益財団法人
横浜市スポーツ協会
YOKOHAMA SPORT ASSOCIATION

イベント詳細はこちらの
2次元コードをチェック!



横浜市は平成24年度よりイオン株式会社と「包括連携協定」を、
令和2年度より大塚製薬株式会社と「市民の健康増進等に係る包括的連携に関する協定書」を締結しています。

本イベントに関するお問い合わせ: 中区役所 高齢・障害支援課 介護予防担当

電話: 045-224-8167 FAX: 045-224-8159

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

中区福祉保健課長 倉田 真希

令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年につきましては、欠員となっている地区の補充及び増員地区の候補者の推薦（7 月・12 月委嘱）について、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区(福祉保健課)への提出

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
年齢要件	◆新任 74 歳まで (昭和 24 年 4 月 2 日以降出生) ◆再任・元職 74 歳まで (昭和 24 年 4 月 2 日以降出生)	◆新任 58 歳まで (昭和 40 年 4 月 2 日以降出生) ◆再任・元職 64 歳まで (昭和 34 年 4 月 2 日以降出生)
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要 ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要 ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
	開催時期：令和 6 年 7 月～9 月上旬	
書類の作成	ア 「民生委員・児童委員候補者履歴書」 「主任児童委員候補者履歴書」 イ 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 ウ 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」 ※アは候補者の方が作成、イ及びウは自治会町内会及び地区連合町内会の方が作成をお願いします。	
区への提出	9 月 17 日 (火) ※推薦依頼については、7 月 1 日時点で欠員が生じている地区及び増員予定地区の各地区連合町内会長及び自治会町内会長あてに御案内させていただきます	

2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資格要件（資料4「資格要件と推薦手続」）をご確認ください。
- (2) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について御説明いただくことやご質問等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

3 ポスター等について

新たに候補者となる方へお渡しいただく等、よろしければご活用ください。

	主な掲載内容
リーフレット （資料5）	働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載
紹介用チラシ （資料6）	日ごろの活動内容、活動費や会費負担、民生委員児童委員協議会・行政との関係など、新たに候補者となる方に向けたご説明

※紹介用チラシは欠員補充依頼時に改めて資料番号のないものを送付します。

4 添付資料

- 資料1 令和6年民生委員・児童委員、主任児童委員推進関係日程
- 資料2 推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 役割と活動
- 資料4 資格要件と推薦手続
- 資料5 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧
- 資料6 紹介用チラシ

担当：中区 福祉保健課 運営企画係
中尾・工藤

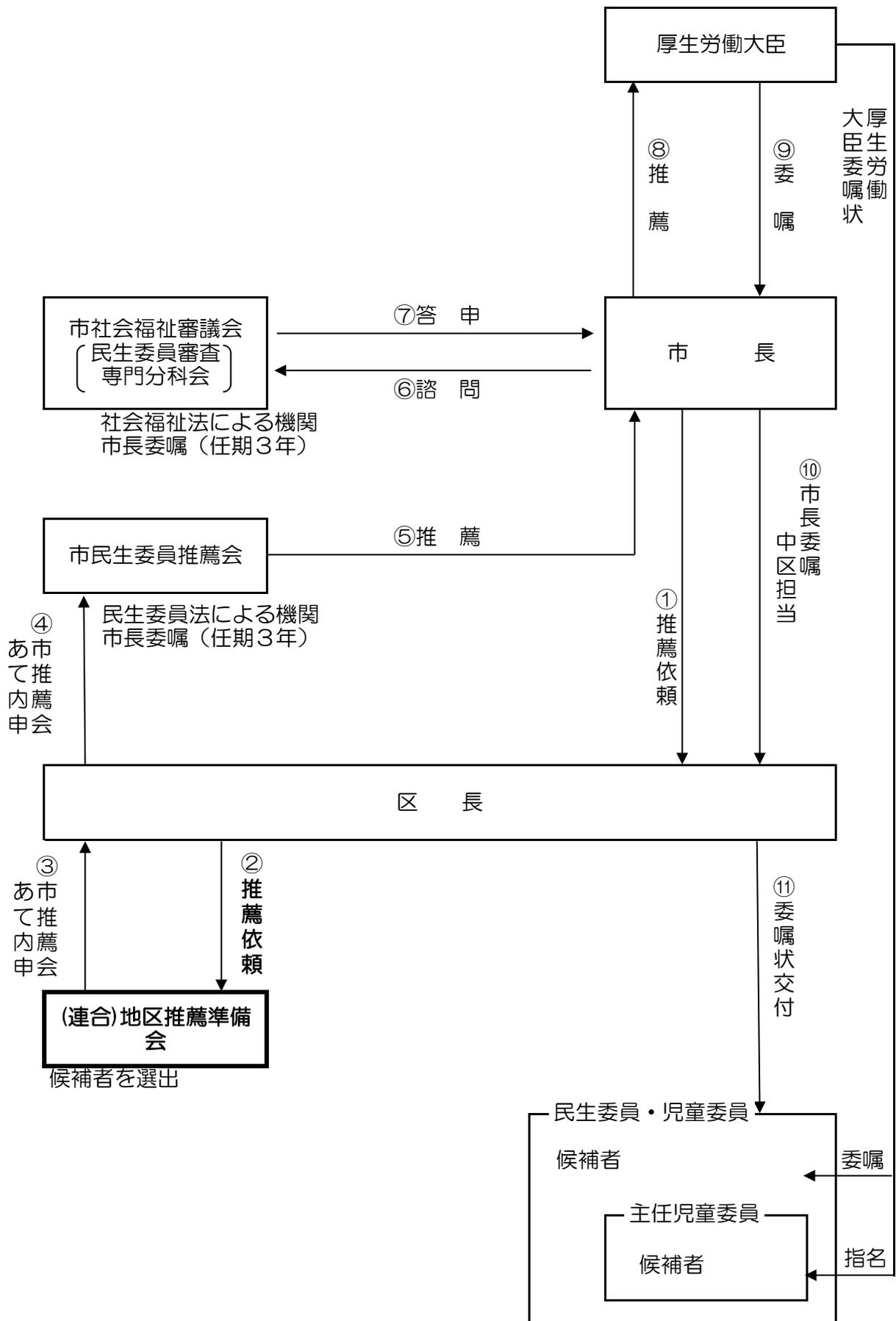
TEL：224-8151

FAX：224-8157

令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼	
	中旬		
下旬	区連会協力依頼		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬	令和 6 年 7 月 1 日付委嘱について、 御協力いただきましてありがとう ございました。	
下旬	連合・地区へ推薦依頼		
8 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬	令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から活動費を増額しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

【社協等会費の負担】

年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 74歳まで （昭和24年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和30年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 74歳まで （昭和24年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 58歳まで （昭和40年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和44年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 64歳まで （昭和34年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和38年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年4月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覽

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,213	876	2,966	3,842	530	22	466	488	4,743	898	3,432	4,330
鶴見区	305	81	217	298	34	7	26	33	339	88	243	331
神奈川区	282	47	205	252	36	1	33	34	318	48	238	286
西区	123	26	83	109	12	1	10	11	135	27	93	120
中区	167	32	118	150	26	2	20	22	193	34	138	172
南区	248	62	165	227	33	1	31	32	281	63	196	259
港南区	261	42	195	237	30	1	27	28	291	43	222	265
保土ヶ谷区	255	43	184	227	46	1	43	44	301	44	227	271
旭区	293	47	208	255	40	2	31	33	333	49	239	288
磯子区	216	42	148	190	20	1	13	14	236	43	161	204
金沢区	248	37	176	213	32	0	30	30	280	37	206	243
港北区	375	84	260	344	46	1	45	46	421	85	305	390
緑区	204	38	151	189	23	0	23	23	227	38	174	212
青葉区	298	44	235	279	32	0	29	29	330	44	264	308
都筑区	168	47	106	153	20	3	14	17	188	50	120	170
戸塚区	305	73	219	292	38	0	34	34	343	73	253	326
栄区	149	38	98	136	14	0	14	14	163	38	112	150
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	148	38	96	134	24	0	22	22	172	38	118	156

* 定数は令和5年12月1日現在

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。



日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

活動の様子(一例)



見守り活動



地域の親子の居場所「子育てサロン」

次のようなご相談は民生委員の役割ではありません

- × 身の回りの世話をしてほしい
- × 救急車に同乗してほしい
- × 保証人になってほしい
- × 子どもを預かってほしい
- × お金を貸してほしい

民生委員活動の基本

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 知識習得やスキル向上のための研修を行っています

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

活動費の支給と会費のご負担

<活動費の支給> 年間 70,200 円（令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から活動費を増額しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

<会費のご負担> 年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

担 当：中区役所福祉保健課運営企画係 連絡先：中尾・工藤

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長 木村 友之

「令和6年度9月消費生活教室」チラシの掲出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、消費生活推進員の活動について御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回、横浜市消費生活総合センターと共催で、消費者教育・啓発の充実と拡大を図るため、消費生活教室を実施します。

つきましては、多くの方へご参加いただけるよう、次の通り可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

また、当日はお誘いあわせの上、ぜひお越しくください。

1 消費生活教室概要

日時 令和6年9月25日（水） 13時30分～15時30分
（開場・受付 13時00分～）

場所 横浜市開港記念会館 1階講堂

内容 第1部 「おとなのデジタル教養講座」

講師：ソフトバンク株式会社 CSR本部参与 鳥居 郷一

第2部 「悪質商法にご用心！」

講師：落語家 桂 歌助

定員 200名（当日先着順・無料）

2 掲出希望期間

チラシ到着から令和6年9月25日（水）

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

【問い合わせ先】

中区役所 地域振興課 植田・中村

電話 045-224-8140

FAX 045-224-8215

Mail: na-shigen@city.yokohama.jp

横浜市消費生活総合センター・中区役所
令和6年度9月消費生活教室



第1部

13:30~14:30

「おとなの



デジタル教養講座」



講師：ソフトバンク株式会社 CSR 本部

参与 鳥居 郷一

第2部

14:45~15:30

「悪質商法にご用心!」



講師：落語家 桂 歌助



【日時】 令和6年9月25日(水) 13:30~15:30
(開場・受付：13:00~)

【会場】 横浜市開港記念会館 1階 講堂

所在地：横浜市中区本町1-6 電話201-0708

(中区役所 地域振興課 電話224-8140)

交通：・JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口下車 徒歩約10分

・市営地下鉄「関内駅」下車1番出口 徒歩約10分

・みなとみらい線「日本大通り駅」下車1番出口 徒歩約1分

*裏面の案内図をご参照ください。

【参加費】 無料 【定員】 200名(当日、先着順)

●参加方法：事前の申し込みは不要です。

当日、直接会場にお越しください。先着順です。

*手話通訳をご希望の方は、開催日3週間前(9/5)までに、当センターまでご連絡ください。

●問合せ先：横浜市消費生活総合センター「消費生活教室」担当

電話：045-845-5640 FAX：045-845-7720

センター
ホームページ



共催：横浜市消費生活総合センター・中区役所 協力：中区消費生活推進員

横浜市消費生活総合ホームページアドレス <https://www.yokohama-consumer.or.jp>

中区役所ホームページアドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/>

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長
木村 友之

「中区って『イイネ!』フォトコンテスト2024」チラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「中区って『イイネ!』フォトコンテスト2024」の作品募集を7月1日から開始しました。中区内の“私だけが知っている”“地元の私だから知っている”私のまち「中区の魅力」を、その作品のエピソードと併せ募集します。

つきましては、フォトコンテスト開催を広く区民の皆様に周知し、多くの方にご応募いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシ掲出をお願いいたします。

1 掲出希望期間

チラシ到着から令和7年1月24日（金）まで

※長期に渡るため掲出は可能な範囲で構いません。ご協力をお願いいたします。

2 掲出希望内容

チラシ（A4版）2枚

※掲示板にゆとりがある場合は表裏の掲出をお願いします。

3 チラシのイメージ



表面（掲出する面）



裏面（掲示板にゆとりがある場合は掲出ください）

【お問い合わせ先】

地域振興課 工藤、猿渡（えんど）

TEL: 045-224-8132 FAX: 045-224-8215

Email: na-chikatsu@city.yokohama.jp

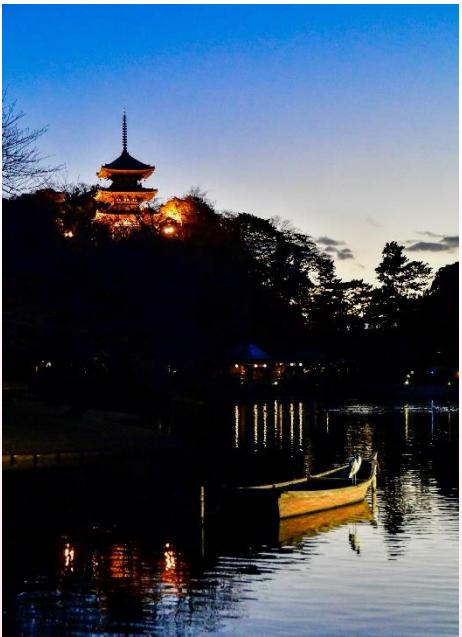


中区って「イイネ！」
 フォトコンテスト2024

特別サポーター
 横山 剣
 (クレイジーケンバンド)



2024 7.1 ▶ 1.24 2025



ご応募は
 こちら



応募サイト

主催：中区役所

お問い合わせ先

中区役所地域振興課 (平日9:00~17:00)
 ☎045-224-8131 FAX045-224-8215
 ✉na-chishin@city.yokohama.jp

1927→2027

100



中区って「イイネ！」フォトコンテスト2024

応募期間 2024年7月1日(月)～2025年1月24日(金)

応募資格 中区にお住まいの方・お勤めの方・通学している方・愛着のある方

募集作品 ”私だけが知っている”、”私だから知っている”中区の魅力が詰まった写真とエピソードを募集します！

- ・応募は1人1点までとします。
- ・中区内で、応募者本人が2024年1月1日以降に撮影した未発表の作品で、他に発表する予定のない写真であること。
- ・加工・合成等の画像処理を施していない作品であること。
- ・その他、下記の「注意事項」をご確認ください。

応募部門 (1) 小学生以下部門 (2) 中高生部門 (3) 一般部門 ※撮影時の年齢

応募方法

特設サイトから応募

① 特設サイトにアクセス

URL : <https://nakaku-iinephoto.mitte-x.istsw.jp/index.html?cn=60>

スマホの方は
こちらから



中区って「イイネ！」フォトコンテスト

② 応募フォームに必要事項を記入

応募フォームに必要事項(応募者の情報・写真の情報)を入力してください。

③ 写真をアップロード

応募フォームから画像をアップロードしてください。(アップロードできるデータの上限は10MBです。)

※ 応募フォームに記入した内容やアップロードした作品は、応募期間内であれば「マイページ」より修正・差し替えが可能です。

団体で応募

専用の応募用紙がありますので、主催宛にお問い合わせください。(表面下)

※ この応募方法による応募は教育機関等に限りません。

学校や部活動単位で応募される場合はこちらをご利用ください!

賞

【部門賞】金賞、銀賞、銅賞、佳作 【その他】特別賞等を予定

審査について

写真の撮影技術よりも、人の取組が見える「活動」、中区らしさを感じられる「風景」を審査基準とし、エピソードを含めた写真の内容を審査します。

表彰式

中区って「イイネ！」フォトコンテスト2024 入賞者表彰式(予定)
日時: 2025年3月12日(水) 午後 会場: 横浜市役所アトリウム

【注意事項】

- 1 応募者本人が撮影したものに限りません。
- 2 一般の方が立ち入り禁止となっている区域、危険な場所等から撮影しないでください。なお、撮影中などの事故について、主催者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 応募作品のエピソード欄等氏名、住所といった個人を特定できる情報の記載をご遠慮ください。
- 4 人物や店舗等を撮影する場合は、ご本人・店舗への了解を必ず得てください。
- 5 合成や変形など事実を改変する画像加工は不可とします。(軽度の色修正や露出補正は可能)
- 6 応募作品は、他のコンテストに同一または類似作品が応募中及び応募予定ではないこと。また、過去にコンテスト等で入賞していないものに限りません。
- 7 応募作品の著作権は撮影者の方に帰属します。
- 8 応募作品については、主催者が無償使用する権利を保有し、これに対して応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとします。また、利用時の画像加工についても許諾するものとします。
- 9 中区は、審査終了後に応募作品を保存する義務を負いません。
- 10 応募作品に関し、第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情・異議申し立てがあった場合、応募者及び被写体は何らかの損害を被った場合でも、中区は一切の責任を負いません。
- 11 応募された写真を使用したことによって他人の権利を侵害し、それを理由に中区が損害を被った場合には、中区に対して応募者はその損害を填補することとなります。
- 12 募集要項に違反していた場合、受賞決定後であっても受賞を取り消す場合があります。この場合、主催者は賞品等の返還要求を行い、応募者はこれに従うものとします。
- 13 上記注意事項に同意のうえで応募してください。当フォトコンテストへの応募をもって、同意があったものとみなします。



2023年度 中高生部門金賞
《光の中心》



2023年度 一般部門金賞
《開港の道》